川崎市育成会手をむすぶ親の会　幸支部

幸通信No.15

発行日　平成 29 年 8 月 1 日

夏本番の強い日差しを感じるようになりましたが、皆様、いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回の幸通信は、「地域福祉計画」と津久井やまゆり園から思うことを書いてみました。キーワードは、『地域』かと思います。『地域』ってなんだろう？　一緒に考えてみませんか。

（幸支部役員一同）

地域福祉計画について

ふと、「地域福祉計画」は、どの法律に基づいて策定、実施されているのだろうと思い、厚生労働省のホームページを見てみました。すると、「**地域福祉計画は、平成 12 年６月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項**であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。」と、ありました。「平成 12 年」というと、成年後見制度が始まった年です。この年に改正があった理由が知りたくなって調べてみると、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の概要」という厚生省（当時）の記事がみつかりました。それによると、この法律を改正する趣旨は次に揚げる二つでした。（このとき、「社会福祉事業法」は「社会福祉法」と名前が変わっています）

〇本改革は、昭和 26 年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度などの社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉への要求に対応するため、見直しを行うものである。

〇この見直しは、平成 12 年４月から施行されている介護保険制度の円滑な実施や成年後見制度の補完、地方分権の推進、社会福祉法人による不祥事の防止などに資するものである。

そして、改正の内容として、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築とあり、福祉サービスの利用制度化が掲げられていました。それまでは、行政が行政処分によりサービス内容を決定する措置制度でしたが、この改正

で、利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する利用制度に変わると、図による説明が載っていました。この内容を読んだとき、平成 15 年に始まったとき支援費制度の説明で、「措置から契約へ」といった言葉を何回も聞き希望を持ったことを思い出すと同時にその出発点を発見したような気持ちになりました。また一方で、介護保険制度も始まっていることから、少子高齢化が進んだ社会では、一人ひとりを大事にし、一人ひとりの力が発揮できる体制を作らないと社会（地域）が成り立たないという考えが背景にあったのではないかと思いました。そして、それこそが、この改正の理由だったかもしれないとも感じました。

幸通信№.6 に掲載した『第４期幸区しあわせプラン』も、この地域福祉計画の一つです。その時のお知らせでは、計画期間が平成 26 年度～平成 28 年度まででしたが、川崎市総合計画の第２期実施計画と地域包括ケアシステム推進ビジョンのロードマップに合わせる形で、今年度までと１年延びたそうです。

最初の厚生労働省のホームページに話を戻すと、「地域福祉計画の策定は、各地方自治体が主体的に取り組むこととなっております。地域福祉計画は、地域住民の皆様の意見を十分に反映させながら策定する計画であり、今後の地域福祉を推進する上で大きな柱になるものと考えております。」とあります。「地域福祉」の主体は、そこに住む人であり、そこにある生活ではないでしょうか。いつまでも、受け身の姿勢でなく、地域に能動的に参加していかなくてはと思います。　　（仁尾　智都子）

【補足】

「社会福祉法」は、今年の４月に改正され、理事や評議員といった役員体制の整備や会計の透明性向上とあわせて「社会福祉充実計画」という計画の策定が求められるようになったそうです。

「社会福祉充実計画」は、社会法人が有する資産から事業継続に必要な資金を差し引き、その上でなお余裕のある資金があればこれを「社会福祉充実財産」として位置付け、それを活用して公的制度では対応が難しい福祉サービスの提供や地域における公益事業を実施する計画を立てるとのことですが、この「社会福祉充実計画」を作成するだけの「社会福祉充実財産」がない社会福祉法人が多いとのことです。(全国手をつなぐ育成会連合会発行の「手をつなぐ」2017 年７月号、今月の問題より抜粋)

このことについては、また、後日、お知らせできればと思います。

問い掛けのある地域

５月２日発行の「議会かながわ　№154」に、「神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（改正）」が可決されたと掲載されていました。概要は、次の通りです。

> 津久井やまゆり園の一部機能を、県立ひばりヶ丘学園跡地に開設する津久井やまゆり園芹が谷園舎に仮移転すること、及び秦野精華園の民間移譲について審議し、所要の改正を行いました。

ところで、「入所施設」というと、私は、平成 14 年に宮城県で出された「施設解体宣言」を思い出します。当時、400 名を超える入所者の方々が受け入れ先を見つけるまでにどのくらいの時間がかかったのか（７～８年ということを聞いたことがありますが）分かりませんが、多くの方がご家族に近くのグループホームに入るなどしたようです。私には、この入所施設から新しくグループホームに移った方を追ったドキュメンタリーをテレビで見た記憶があります。昼食で自分の好きなものを選んで食べることになったときにインタビューされたその方は、「施設では、みんな同じものを食べていましたが、自分の好きなものを食べたいときに食べられてうれしい。」というようなことを答えていらっしゃいました。そのとき、「選択する機会が少ない生活だったのかな。」と、私は思いました。

「入所施設」であろうと「地域」であろうと、まずは、障害のある人の意思を確認することを忘れない日常であってほしいと思います。この「施設解体宣言」について、浅野史郎宮城県知事（当時）が、ご自分の WEB サイト『夢らいん』で、

宮城発のこの動きが、全国にも大きな波紋を広げることだろう。最も基本になるのは、「ところで皆さんはどうしたいのですか」という問い掛けを、障害を持っている人たちに発することだろう。そういった問い掛けさえもが、施設を供給する側の一方的な都合で封じられてきたのだから。（「解体宣言」というタイトルの文章より抜粋）と書かれていますが、この言葉に私はノーマライゼーションの理念が凝縮されているように感じます。

津久井やまゆり園のこれからを考える「園再生基本構想策定に関する部会」（部会長・堀江まゆみ白梅学園大教授）は、８月上旬に最終報告をまとめるようです。最終報告がどのようなものになっても、**「ところで皆さんはどうしたいのですか」**という問い掛けが存在する「地域」で暮らしてほしいと思います。　（仁尾　智都子）

幸のほっと❤スポット　File11　駅&駅周辺が進化中

平成 28 年の 11 月 15 日（火）に、鹿島田駅西部地区の再開発に伴って整備されたマンションの竣工に併せて、JR 南武線鹿島田駅と JR 横須賀線新川崎駅を結ぶペデストリアンデッキ（右写真）が開通しました。このペデストリアンデッキは、歩行者専用通路で、両駅を結ぶだけでなく、パークタワー新川崎モールや、新川崎スクエアはもちろん、サウザンドモールや新川崎交通広場にもつながっています。歩行者専用なので、完全な歩車分離で、通路の幅が広くて、屋根もついているので、安心して歩けます。私は、7 月下旬の午前 10 時 30 分過ぎに、新川崎駅から鹿島田駅までデッキを歩いてみましたが、多少の傾斜はあるものの段差はなく、屋根のおかげで日陰になり、風が吹き抜けるので、真夏日にもかかわらず、快適に歩くことができました。両駅間は、500 メートルとタウンニュースに書いてありましたが、歩きやすいせいかそんなに距離を感じませんでした。途中には、ちょっとしたスペースが設けられ、ベンチや幼児用遊具なども設置されており、利用する人への優しい気遣いが感じられました。

お休み処♡

また、平成 29 年 6 月 18 日（日）には、JR 川崎駅中央北改札がオープンしました。中央北改札は、今までの改札の向かいに開設され、有人改札と 7 台の券売機、８台の改札機が設置されました。南武線、京浜東北線、東海道線でエスカレーターが使えます。なんと、当初は 7 月の開業を予定していたそうですが、工期短縮で前倒しでオープンしたとのことです。延期は割とありがちですが、予定より早く開始するってすごいですね。中央北改札の開設にあわせ、既存の改札は「中央南改札」に、東西自由通路は「中央通路」、東口は「中央東口」、西口は「中央西口」とそれぞれ名称が整理されました。今後新たに設けられる「北改札」「北口通路」と、通路の出入口である「北口東」「北口西」は、平成 30 年 3 月の使用開始予定だそうです。

新改札ができたといっても、川崎駅はまだまだ工事中で、しばらくは不便なこともあります。例えば、北改札から東海道線に乗る時は、10 両編成の電車だとエスカレーターのそばに電車は止まりません。エレベーターもお手洗いも今のところありません。それでも、私が便利になったと感じるのは、障割、介割で出かける時です。今まで幸区側からだと、自動改札前を横切って券売機で割引切符を買ってから、また自動改札前を戻って有人改札を通っていたのですが、北改札だと券売機、有人改札とスムーズに通れるからです。エレベーターができると、車椅子の方にも便利さを実感していただけると思いますので、早期の完成を望みます。　　（髙山　君子）

川崎駅中央北改札